

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		設立の認可の取消し
根拠法令及び条項		商工会法第51条第4項
所 管 部 課 係 名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準  (未設定の場合はその理由)	<p>法第51条第4項の規定による。</p> <p>第51条第4項 4 経済産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）